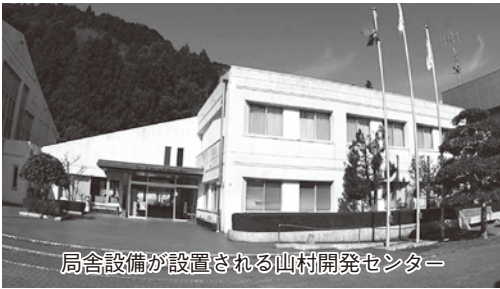


特別委員会の審査報告

「川根本町情報通信基盤施設条例の制定」について

委員会での採決は全員・本会議では賛成多数で可決



局舎設備が設置される山村開発センター

15日午前9時から、特別委員会に付託された「川根本町情報通信基盤施設条例の制定」について審査を行いました。

この条例は、21条までで構成され、1条に設置の目的で「地域における情報通信格差の是正を図り、高度情報化並びに地域の活性化並びに便利で快適な生活環境づくり及び安全安心な地域づくりを推進するため川根本町情報通信基盤施設を設置する」と定めています。

質疑応答で明らかにした主な内容を報告します。

3条の光ネットワークの名称及び位置等では、センター設備を開

発センターに、サブセンターを文化会館に置き、どちらも光成端架、光電変換装置、通信設備、空調機器、電源系設備（無停電電源装置）を設置し、一方に不具合が生じれば補完し合います。伝送設備は町内全域を対象とした光ケーブル、無線基地局又は中継局を言います。引き込み設備は伝送設備から利用者宅内までの光ケーブル、光成端箱、無線受信アンテナ、ONU又は受信機を言います。個別受信設備は、利用者宅内のIP告知端末及び付属機器を言います。

4条の事業の内容では、光ネットワークを活用して行う事業に、



昨年の町政懇談会の中で行われた事業説明の様子

①行政情報の提供、②福祉、生活、文化及び

教育の向上並びに産業振興等の各種情報の提供、③災害その他緊急情報の提供、④その他町長が必要と認める事業を定めています。6条では、利用者を①町民、②町内に事業所を有する者、③町内に住宅を有する者、④公的機関などとしています。7条の管理運営では、設備を電気通信事業者に提供する場合、IRU契約を締結して、継

続的かつ安定的なサービスの提供を定めています。

8条では利用者の同意を、9条では利用料を、10条では引き込み工事等の費用について定めています。

11条からは、引き込み工事の負担金の納付、減免、設備の移設、破損、利用の中止、再開、承認の取り消し、損害賠償等について定めています。

質疑応答では、障害発生や停電時の対応、設備・機能内容の確認、「医療」「防災」等の文言追加の要望、各所に出てくる「その他町長が認める場合」の基準の明確化、1月31日以降の同意者への工事費全額負担や免除の対象、2台目以上の追加設置の費用、火災での賠償責任等、活発な質疑・意見が出されました。また、利用料の月

額800円の根拠は、最初のプロポーザル提案書に明記されていたことや、その時運営業者が出した収支計画書では5年目位に累積赤字が解消する。その間は資本金を食い潰してもやると答えていたなどの説明もありました。

委員会の採決では、全員賛成で可決されました。本会議最終日も賛成者10人、反対者1人で可決しました。



町の様々な生活情報、防災その他緊急時の情報などの提供が期待される



鈴木多津枝 議員

問

- ◎介護保険改定で町の受け入れ体制は？
- ◎待ったなしの人口減少対策に消極的では
- ◎端末維持費3千万円は相殺ではないか

質問 要支援1・2が介護保険から外され町の事業となるが大丈夫か。

町長 利用者の視点に立って住みなれた地域で安心して人生の最後を迎えられるよう切れ目のない医療・介護体制を構築する。情報基盤の利活用で質の高い医療・介護体制としたい。

質問 待ったなしの人口減少対策に町は消極的だ。優先順位を付けて積極的に若者定住・子育て支援を取り組むべき。支援室・支援会議を立ち上げる考えはないか。

町長 各課が連携して、保育や医療費補助、放課後対策、移住・定住・空き家対策など取り組んでいる。結婚・出産祝い金は来年度増額しない。町の財政事情や他市町の状況を見て検討する。来年度は、町

にできない機能を補完するパートナーとの連携や田舎暮らし体験事業の趣向を変え移住、定住につなげたい。

支援室、支援会議は立ち上げず、第2次総合計画策定で対応する。
質問 情報通信基盤整備事業で、端末維持費を1台月額800円支う説明はなかった。

I R U 契約の相殺に「通信機器維持費」に含まれるべき。いつ誰が決めたのか。

町長 800円は業者の提案書に記載されていた。町政懇談会でも3月議会でもI P 電話は月額500円、通話料町内無料と説明した。300円は端末のサポート料金で別契約を考えていたが、今回、町民の利用料と合わせて800円を町が負担し、全戸I R U 契約で業者が町に払う賃貸料と町が業者

へ払うサーバー管理費、回線監視費、障害時保守費用、通信機器保守費用は相殺と説明してきた。I R U 契約は議会の承認事項ではない。



質問 町長は町政懇談会で使わない人は何も負担はないと説明した。運営費の説明でも町負担は電柱共架費や修繕費などで約1千600円位で通信機器保守費は相殺項目になっていた。それで運営できるのかと何度聞いても、5年間は資本金を食ってもやると運営業者は言っているとの説明だった。

企画課長 3月議会ではI P 電話の利用料月額500円は住民の負担

としていた。全世帯に入りやすいようサポート料と合わせて800円を町が払う方針を決めた。9月議会でも説明した。

質問 町長はすでに住民説明会で無料と説明していた。決まっていたことを勝手に言っていたのか。

町長 結果的に町民負担は無くなった。間違っていない。

企画課長 町長が言ったのは電話を使わなければ利用者負担は無いと言うことで機器の保守管理は当然かかる。それは当然町が見るもので同じことを言っていたと思う。6月議会でも町が全て出すと決定していなかった。10月の住民説明会では無料とはっきり説明している。

質問 答弁不一致、議会軽視だ。8月の工事請負契約が通るまで1

度も説明していない。毎年3千万円の支出はそんなに軽いことか。
企画課長 大変貴重な財源と考えている。

答

- 情報基盤の利活用で質の高い体制とする
- 各課で色々取り組んでいる。次期総合計画で検討する
- 提案書に書かれていた。当初は町民の負担を考えていた